

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年 5 月 1 日

【会社名】 株式会社イメージワン

【英訳名】 ImageONE Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 川倉 歩

【本店の所在の場所】 東京都品川区大崎一丁目 6 番 3 号

【電話番号】 03-5719-2180

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 横山 恵一

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区大崎一丁目 6 番 3 号

【電話番号】 03-5719-2180

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 横山 恵一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生したため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該事象の発生日

2024年12月20日

(2) 当該事象の内容

当社は、再生EVバッテリーを事業用ポータルバッテリーとしてリユースレンタルする環境配慮型の事業に関する取引（以下「本蓄電池取引」といいます。）を2021年11月から開始しておりますが、2024年1月16日付「（開示事項の経過）第三者委員会の調査報告書公表に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、第三者委員会から受領した調査報告書において、本蓄電池取引の実在性に関する指摘を受けました。当社はその指摘を踏まえ、当該取引に関連して当社が当該取引先から受領した代金を仮受金に計上するとともに、当社が取引先へ支払った代金を仮払金として計上しておりました。

当社といたしましては、第三者委員会の調査結果を鑑みて本蓄電池取引における各契約の見直しを行ってまいりましたが、この度、当社が直接関与している契約の一部を解除することとなったため、2025年9月期第1四半期会計期間において、契約解約益28,428千円を特別利益として、契約解約損16,995千円を特別損失として計上する見込みとなりました。

なお、今回の特別利益及び特別損失計上の結果、上記で記載した仮受金及び仮払金それぞれの残高も減少することとなります。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

当該事象の発生により、2025年9月期の第1四半期会計期間において、契約解約益28,428千円を特別利益として、契約解約損16,995千円を特別損失として計上する予定です。